

『法人の黒字申告割合は5年連続増加 申告所得金額は過去最高の61.5兆円』

国税庁が公表した2015年度の法人税の申告事績によると、今年6月末現在の法人数は前年度から0.9%増の304万8千法人で、うち2015年度内に決算期を迎え今年7月末までに申告した法人は、同1.1%増の282万5千法人だった。その申告所得金額は同5.3%（3兆928億円）増の61兆5361億円、申告税額の総額も同1.9%（2150億円）増の11兆3844億円と、ともに6年連続の増加。申告所得金額の総額は過去最高となった。

この結果、**法人の黒字申告割合は、前年度に比べ1.5ポイント上昇して32.1%となり、5年連続の増加となった。**黒字申告割合は、昨年度にリーマン・ショック前の2007年度以来7年ぶりに3割を超えたが、2年連続で30%台となった。もっとも、法人の黒字申告割合は、過去最高だった1973年度（65.4%）の半分にも満たない低い数字が、1993年度から23年も続いていることになり、黒字申告割合は低水準が続いている。

6年連続の増加となった黒字法人の申告所得金額は、黒字申告1件あたりでは前年度に比べて0.6%減の6785万円となった。一方で、申告欠損金額は同5.1%減の13兆7118億円、赤字申告1件あたりの欠損金額も同4.1%減の715万円と、ともに減少し、企業業績全体が改善されつつあることがうかがえる。ちなみに、申告所得金額のピークは昨年度2014年度の58兆4433億円、申告欠損金額のピークは1999年度の33兆2791億円だ。



『パート労働者への社会保険 適用拡大で思わぬ恩恵？』

周知の通り、平成28年10月1日から社会保険の適用拡大が施行される。具体的には、施行日時点で被保険者数の合計が500人を超えることが見込まれる事業所において、週の所定労働時間が20時間以上あること、雇用期間が1年以上見込まれること、月額賃金が88,000円以上であること、学生でないことの要件を満たした場合、資格取得届の提出が必要となる。

500人以下の事業所においては関係のなさそうな話だが、適用拡大にあたり厚生年金保険料の等級が1つ増えることになるため影響がある。現在の第1等級（98,000円）の下に新第1等級（88,000円）が加わるからだ。等級拡大措置は事業所の規模は問わない。

これまで93,000円未満の月額賃金でも厚生年金保険料については98,000円の等級の保険料を負担していた。等級拡大に伴い、従来の第1等級の被保険者については新第1等級に該当すれば保険料負担が減少することになる。

この下限該当者については、厚生労働大臣が職権で標準報酬月額の変更を行うため事業所の手続きは不要だ。しかし、給与計算上、保険料の変更を行う必要がある。10月の保険料からの改定となるので、給与からの控除は11月支給分からとなる。

